

各地域別 申告受付日時

▼西条地域

日程	時間	対象地区	会場
2月	17日(月)	神戸	神戸公民館
	18日(火)		
	19日(水)	橘	橘公民館
	20日(木)	氷見	氷見公民館
	21日(金)		
	25日(火)	禎瑞	禎瑞公民館
	26日(水)	飯岡	飯岡公民館
	27日(木)		
28日(金)	玉津	玉津公民館	
3月	2日(月)	加茂	加茂公民館
		13:00~15:00	大保木
	3日(火)	大町	市庁舎新館 4階 404会議室
	4日(水)		
	5日(木)		
	6日(金)	神拝	市庁舎新館 4階 404会議室
	9日(月)		
	10日(火)		
11日(水)	西条	市庁舎新館 4階 404会議室	
12日(木)			
13日(金)			
16日(月)	市内全地区		

▼丹原地域

日程	時間	対象地区	会場
2月	17日(月)	鞍瀬、明河、千原 楠窪、白坂	桜樹公民館
	18日(火)	田滝、田滝前 徳能出作、古田新出	徳田公民館
	19日(水)	古田	
	20日(木)	高知、徳能	田野公民館
	21日(金)	長野	
	25日(火)	田野上方、北田野	中川公民館
	26日(水)	高松、川根	
	27日(木)	関屋、湯谷口、寺尾	
28日(金)	来見		
3月	2日(月)	石経、志川、明穂	丹原総合支所 2階
		3日(火)	
	4日(水)	久妙寺、南部	
	5日(木)		
	6日(金)	池田	
	9日(月)	丹原	
	10日(火)	願連寺	
	11日(水)	市内全地区	
12日(木)			
13日(金)			
16日(月)			

申告受付期間中の注意

- お住まいの地区の日程で都合がつかない場合は、別の会場でも申告できます。
※ただし、3月2日(月)の西条会場は、加茂・大保木地区以外の方の申告受付はできません。
- 期間中は、税務担当職員が各会場に出向くため、市庁舎・各総合支所の税務窓口での申告受付はできません。
- 市役所から市民税・県民税申告書の送付があった方は、申告書に必要事項をご記入の上、返送してください。
- 東予地域の会場は、東予総合支所と東予北地域交流センターの2カ所になります。

▼東予地域

日程	時間	対象地区	会場
2月	17日(月)	多賀地区(三津屋)	東予総合支所 3階
	18日(火)	多賀地区(北条)	
	19日(水)	国安地区(高田、桑村)	
	20日(木)	国安地区(国安、新市)	
	21日(金)	吉井地区	東予北地域 交流センター
	25日(火)	楠河地区(河原津、 河原津新田)	
	26日(水)	楠河地区(楠)	
	27日(木)	三芳地区	
28日(金)	庄内地区	東予総合支所 3階	
3月	2日(月)		周布地区
	3日(火)		吉岡地区
4日(水)	壬生川地区 (壬生川、大新田)		
5日(木)	壬生川地区(明理川、 円海寺、喜多台)		
6日(金)	三芳・楠河地区		
9日(月)	多賀・壬生川地区		
10日(火)	庄内地区		
11日(水)	周布・吉井地区		
12日(木)	吉岡・国安地区		
13日(金)	市内全地区		
16日(月)			

▼小松地域

日程	時間	対象地区	会場
2月	17日(月)	安井、明穂	石根公民館
	18日(火)	妙口原、都谷	
	19日(水)	西大頭、中大頭、東大頭	
	20日(木)	妙口上、妙口下 大郷、湯浪	
	21日(金)	一本松	
	25日(火)	北川、石鏡、石鏡団地	
	26日(水)	岡村、藍刈	
	27日(木)	駅前、新宮、藤木	
3月	28日(金)	旧藩、御殿、東町、横町 本町、旭町、坂の下	小松総合支所 4階大会議室
	2日(月)	新屋敷、一之宮団地	
	3日(火)	川原谷、舟山	
	4日(水)		
	5日(木)	南川、大開	
	6日(金)		
	9日(月)	中町、西町、北町 宝来町、玉河町	
	10日(火)		
11日(水)	市内全地区		
12日(木)			
13日(金)			
16日(月)			



市県民税・国民健康保険税の申告はお忘れなく!

受付期間
2月17日(月)
3月16日(月)

市県民税(住民税)の申告は、市県民税や国民健康保険税の算出基礎になるものです。申告しないと、各種控除や国民健康保険税の軽減措置などが受けられない、または各種証明書などが発行できない場合があります。忘れずに申告してください。

申告が必要な方

- 令和2年1月1日現在、西条市に住所があり、前年中に次の項目に当てはまる方
- 営業・農業・不動産(地代・年貢などを含む)・日雇い・アルバイトなどの所得があった方
- 給与所得者で、給与以外の収入があった方、2カ所以上から給与を受けている方
- 年末調整で受けたもの以外の控除(医療費控除や寄付金控除など)があった方
- 生命保険満期などの受取金・生命保険契約に基づく年金(個人年金)・配当金などがあった方
- 国民健康保険に加入している方
- 収入がなかった方

申告が不要な方

- 税務署で所得税の確定申告をする方
- 収入が年末調整をした給与のみの方
- 年金収入のみで、その金額が次に当てはまり、かつ、所得税が源泉徴収されていない方
65歳未満…98万円以下 65歳以上…148万円以下(年齢は令和2年1月1日現在)
- ※年金収入のみで確定申告が不要な方も、市県民税の申告をすることで、市県民税額が下がる場合があります。

税務署での申告が必要な方(市役所では受け付けできない方)

- 青色申告をする方
- 土地や株式の譲渡所得があった方
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方

- 上場株式などに係る配当・譲渡所得などや、その損失・繰越控除を申告される方
- ※確定申告書第二表「住民税に関する事項」への記入漏れ(16歳未満の扶養親族氏名、住民税の徴収方法の選択、配当・譲渡割額、寄付金控除額など)がないようご注意ください。必要事項の記入漏れや、提出の期限を過ぎた場合、住民税に反映されないことがあります。

申告に必要なもの

- 個人番号と本人確認書類(マイナンバーカードまたは通知カードと免許証など)
- 税務署から届いた「令和元年分確定申告のお知らせ」はがき
- e-Tax(国税電子申告納税システム)利用者識別番号(ID)・パスワード(税務署から交付されている方のみ)
- 扶養親族などとして申告する人の、個人番号が分かるもの
- 収入(所得)を証明できる書類
- 源泉徴収票(給与・公的年金・配当など)・支払調書・支払証明書など
- 収支内訳書とその立証資料(営業・農業・不動産所得のある方)
- 控除証明書・支払証明書(生命保険・地震保険・国民健康保険税など)
- 医療費控除の明細書(医療費控除を受ける方)
※必ず自宅で作成してお持ちください。
- 印鑑(認印でも可)
- 申告する本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの(所得税が還付になる場合に必要)
- ※申告に必要な様式は、税務署、市庁舎本館2階市民税課、各総合支所総務課税務係にあります。

問合せ ○市庁舎本館2階 市民税課 TEL0897-52-1317 ○東予総合支所 総務課税務係 TEL0898-64-2700
○丹原総合支所 総務課税務係 TEL0898-68-7300 ○小松総合支所 総務課税務係 TEL0898-72-2111